

7 月上旬号
2013 年

国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行 2 次）〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階 文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

<h2>外国人居民的住民基本台帐网络系统</h2> <p>自 7 月 8 日开始，针对各位外国人居民将开始运营住民基本台帐网络系统(住基网)。</p> <p>随着外国人居民的住民基本台帐网络系统的运营开始，外国人居民的住民票上将记载住民票编码。「住民票编码通知票」将在 7 月 8 日邮寄到本人，请确认。</p> <p>住民票编码指的是，通过「住民基本台帐网络系统」确认本人之际所必须的 11 位号码。今后，在办理行政手续时需要记载住民票编码，请务必管理好住民票编码通知票。</p> <p>但是，住民基本台帐法禁止民间机关索要住民票编码。可申请办理住民基本台帐卡的交付手续(手续费 500 日元)。</p> <p>希望得到「住基卡」的人可去市民课或是行政服务中心办理申请手续。</p>	<h2>外国人住 民 の 住 基 ネット</h2> <p>7月8日から外国人住 民 のみなさんも住 民 基本台 帳 ネットワ ーク(住基ネット)の運用が始まります。</p> <p>外国人住 民 の住基ネット運用開始に伴い、外国人住 民 の住 民 票 に住 民 票 コードを記載します。「住 民 票 コード 通知票」を7月8日に送付しますので、ご確認ください。</p> <p>住 民 票 コードとは、住基ネットにおいて本人確認を行うう えで必要な 11桁の番号です。今後行政手続を行う際に住 民 票 コードの記載を求められることがありますので住 民 票 コード通知票は大切に保管してください。</p> <p>なお、民間の機関が住 民 票 コードの告知を求めることは、住 民 基本台 帳 法で禁止されています。</p> <p>住基カードの交付を受けることができるようになります(手数料 500円)。</p> <p>希望される方は、市民課または行政サービスセンターで手続きしてください。</p>
<p>询问处：市民課 TEL 06-4309-3164/ FAX 06-4309-3803</p>	<p>問い合わせ先：市民課</p>
<h2>7 月 1 日开始办理国民年金保险费减免申请</h2> <p>生活在日本的满 20 岁以上 60 岁未滿的所有的人都必須加入国民年金，并且必須繳納 25 年以上保險費包括被免除時期，將來才有資格領取老年基礎年金。</p> <p>【7 月 1 日开始受理减免申请】</p> <p>申請時雖然可以辦理延續，但是因為每年都會有審查，如果收入有變化，必須每年都要辦理申請手續。希望辦理免除的人請提出申請。另外，7 月份也辦理 2012 年度的免除申請。</p> <p>【免除期間・対象】</p> <p>减免期間为 7 月(或是这一年度中加入国民年金的月)开始到第二年的 6 月为止。减免对象必须是，申请者及配偶、户主在前一年中的收入分别都低于一定的基准时。</p> <p>【申請方法】</p> <p>請攜帶年金手冊等記載有基礎年金號碼的資料、圖章，去國民年金課或是行政服務中心提出申請。</p>	<p>国民年金保険料 免除申請は 7 月 1 日から</p> <p>日本に住んでいる 20 歳以上 60 歳未滿のすべての方が加入しなければならぬ国民年金は、25 年以上保険料を納付または、免除されていると、将来、老齡基礎年金を受け取ることができます。</p> <p>【免除申請は 7 月 1 日から受付】</p> <p>申請は、継続の手続きができますが、毎年審査するため、所得へ変動がある方は毎年申請が必要です。希望者は申請してください。なお、平成 24 年度分についても 7 月 中 は受け付けます。</p> <p>【免除期間・対象】</p> <p>免除期間は、7 月(または当該年度中の国民年金加入月)から翌年 6 月までです。</p> <p>免除の対象は、申請者および配偶者、世帯主の前年中の所得が、それぞれ一定の基準以下の場合などです。</p> <p>【申請方法】</p> <p>年金手帳など基礎年金番号がわかるものと印鑑を持って、国民年金課または行政サービスセンターで申請してください。</p>
<p>询问处：国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>問い合わせ先：国民年金課</p>



<p>不积极鼓励接种预防子宫颈癌疫苗</p>	<p>しきゅうけい よぼう せっきょくてき かんしょう さ ひか 子宮頸がん予防ワクチン 積極的な勧奨を差し控えます</p>
<p>虽然还不能否定接种后的持续疼痛与疫苗的因果关系，但是从接种预防疫苗后出现的状况来看，目前我们不积极鼓励接种宫颈癌疫苗。</p>	<p>ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が、予防ワクチン接種後に見られたことから、当面は、積極的な勧奨を差し控えます。</p>
<p>询问处:各保健中心 健康推进课 TEL 072-960-3802/FAX 072-960-3809</p>	<p>問い合わせ先：各保健センター 健康づくり課</p>

大阪生活指南

IV-2 在留手续

2. 在留期限的更新

你现在获批准的在日本的逗留期间一般都有期限的。需要延长此期限并持续同一活动时，必须办理更新申请后获得许可。办理申请在期限届满3个月之前可以开始。所需材料如下：

- ①在留期间更新许可申请书(在入国管理局的窗口领取)
- ②护照
- ③在留卡(被视为在留卡的外国人登录证明书)
- ④请出示迄今及今后在留活动的证明书(根据在留资格,各种证明都不同,详情请咨询大阪外国人在留综合信息中心。法务省入国管理局的网页也有说明。)

许可

所提交的材料经过审查后，决定是否批准在留资格。提出申请时，会在在留卡的背面记载申请事宜。得到许可后，中长期在留者会被交付新的在留卡。

<摘自公益财团法人大阪府国际交流财团(OFIX)网页「大阪生活指南」>

<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

IV-2 在留手續

2. 在留期間の更新

あなたが今許可されている日本での滞在には通常、期限があります。その期限を延長して同じ活動を続けたい場合、更新申請をして許可を得る必要があります。申請は期限が満了する3カ月前から行えます。必要書類は次のとおりです。

- ① 在留期間更新許可申請書（入国管理局の窓口にあります。）
- ② パスポート
- ③ 在留カード（在留カードと見なされる外国人登録証明書）
- ④ これまで及びこれからの在留活動を証明する文書（在留資格によってそれぞれ異なっていますので、詳細は外国人入国総合インフォメーションセンターにお問い合わせ下さい。法務省入国管理局のホームページでも案内しています。）

許可

書類等により審査が行われ、在留が認められるかが決定されます。申請をした時点で在留カードの裏面に申請中である旨の記載がされます。許可になれば、中长期在留者の場合は、在留カードが交付されます。

<公益財団法人大阪府国際交流財団(OFIX)「大阪生活必携」より>

<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

<p>东大阪市国際情報广场</p>	<p>提供行政信息、咨询指南等。严守秘密。免费咨询。 日本語、英語、韓国・朝鮮語、中文</p>	<p>Tel 06-4309-3311 Fax 06-4309-3823</p>
<p>大阪府外国人情報处</p>	<p>英語、韓国・朝鮮語、中文、西班牙语、葡萄牙语、菲律宾语、越南语、泰国语</p>	<p>Tel 06-6941-2297</p>

